

令和2年4月8日

学童クラブ保護者 各位

多摩市子ども青少年部
児童青少年課

緊急事態宣言後の学童クラブの利用について

日頃より多摩市学童クラブの運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

先般の市からの協力依頼を受け、自宅等で過ごしていただいている方々もいることと思いますが、政府より「緊急事態宣言」が発せられたことを受けて、5月2日までの間の学童クラブについて、ご利用の皆様以下のことをお知らせいたします。

なお、以下の登所自粛については、強制するものではありませんが、今後、学童クラブ現場で働く放課後児童支援員等の確保が難しくなる恐れや、新型コロナウイルス感染拡大防止という趣旨を十分ご理解くださるようお願いいたします。

- ・8時30分から19時まで開所します。(延長育成時間を含む)
- ・テレワーク勤務や職場との調整により休暇・休業ができる場合等、自宅や親戚宅等で過ごすことができるご家庭におきましては、登所の自粛をお願いいたします。
- ・月に1日も出席されなかった方や出席が少ない方については、学童クラブ費及び延長育成料(月額払い)の料金を免除・減額することを検討しています。決まり次第、手続き方法を含めて、後日お知らせいたします。
- ・育児休業中の方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、5月1日までに復職しない場合においても、令和2年度に限り、臨時的に1ヶ月の育児休業取得の延長を可能とします。(6月1日までに復職していただくことになります。)
- ・現在求職要件で入所されている方の入所期間(3ヶ月間)につきましては、今後の状況を見ながら検討していく予定です。

※今後、国・都から新たな要請等が発出された場合や感染者の拡大状況等、状況が変わりましたら、あらためてお知らせいたします。

【 問い合わせ先 】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL : 042-338-6884

FAX : 042-372-7988